

第 26 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 59 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和23年4月1日から施行する。
（県立学校諸証明手数料徴収条例の廃止）
- 2 県立学校諸証明手数料徴収条例（昭和22年熊本県条例第34号）は、廃止する。
（令和7年度における授業料の納付の猶予の特例）
- 3 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「生徒（通信制の課程の生徒を除く。）」とあるのは、「生徒」と、「又は同法」とあるのは、「若しくは同法」と、「場合」とあるのは、「場合又は知事が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための交付金等の交付が見込まれる場合」と、「第2項」とあるのは、「前2項」と、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」とあるのは、「知事が指定する期間」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。